



連合ユニオン東京

力を合わせて万に備える大型保障

思いやりをカタチにします

団体生命共済

+

慶弔共済

団体定期生命共済・個人賠償責任共済

総合（慶弔）共済



「連合」公式キャラクター
ユニオン



こくみん共済 coop 公式キャラクター
ピットくんファミリー



みんなをつなぐ たすけあいの保障

契約期間：2022 年 6 月 1 日から 2023 年 5 月 31 日（1 年更新）

保障内容一覧

共済事由			共済金額
死亡・重度障害共済金	被共済者が病気等により死亡した場合		100,000円
	被共済者が不慮の事故等により死亡した場合		100,000円
	被共済者が病気や不慮の事故等を原因として重度障害となった場合		100,000円
災害入院共済金	被共済者が不慮の事故により入院した場合		日額 1,000円
病気入院共済金	被共済者が病気等により入院した場合		日額 1,000円
疾病障害見舞金	被共済者が共済期間中にはじめて特定の身体の障がい状態になった場合		40,000円
ドナー支援金	被共済者が共済期間中に特定の手術を受けた場合		10,000円
住宅災害見舞金	火災等		最高 200,000円
	自然災害	風水害等	最高 60,000円
		地震等	最高 20,000円
	火災等および自然災害を原因として、被共済者の同居親族が死亡した場合		20,000円

連合ユニオン東京は、こくみん共済 coop の「団体定期生命共済（基本契約 1 口+災害入院特約 10 口+病気入院特約 10 口）」と「総合（慶弔）共済 12 型 2 口」を組み合わせた制度を利用し、組合員の保障を用意しています。

共済金事由が発生した場合には、連合ユニオン東京 事務局までお問い合わせください。

また、各共済金のお支払いについての詳細は「ご契約のてびき」をご確認ください。



連合ユニオン東京



全国労働者共済生活協同組合連合会

東京推進本部中南部支所

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。

ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。

なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約(「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」)ならびにこれらにかかる条項を除きます。細則によって定まります。

このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、こくみん共済 coop (以下「当会」といいます)までお問い合わせください。

ご契約内容となる事業規約・細則について

・団体定期生命共済の事業規約・細則は当会にお問い合わせください。

・団体定期生命共済以外の共済の事業規約・細則は当会のホームページ(<https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>)よりご参照ください。

共済商品名称と該当する事業規約名・細則

商品名	事業規約・細則
団体生命共済	団体定期生命共済 個人賠償責任共済

団体生命共済

契約概要

「契約概要」は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。以下同じです。

掛金と初回掛金の払込方法について

掛金の払込方法はご加入の団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

共済期間と契約の更新について

共済期間は1年です。

同じ契約内容で引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。なお、事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等を変更することがあります(「規約および細則の変更について」をご確認ください)。

契約について

1. 契約の方法

契約は団体と当会で定めた協定書に従い、募集を行い、契約を締結します。所属する団体により異なりますので、リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

2. 掛金について

掛金については、リーフレット等でご確認ください。

共済金受取人について

1. 共済金受取人は契約者です。

2. 1.にかかわらず、被共済者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、(1)から(5)の順位になります。なお、(2)から(5)の中では、記載の順序になります。

(1) 契約者の配偶者(内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです。)

※「内縁関係にある方等」とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。また、戸籍上の性別が同一である場合については、加入時に確認書類の提示(自治体の同性パートナーシップの証明書、住民票、当会所定の確認書のいずれか)をお願いしています。

(2) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです)

(3) 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(4) (2)にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(5) (3)にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

3. 2.において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。

4. 契約者は、支払事由が発生するまでは所定の書類により、被共済者の同意および当会の承諾を得て、2.の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を2.以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。

5. 4.により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約更新(以下「更新」といいます。)されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。

6. 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が当会に到着する前

に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。

7. 4.により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、1.または2.に規定する順位または順序によります。

※個人賠償責任共済の共済金受取人は、被共済者または共済金を受け取るべき人になります。

共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります(賠償責任に関わる共済金は免責となり、お支払いできません)。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約に際して特に注意していただきたい事項を記載しています。以下同じです。

クーリングオフについて

申込者(共済契約者(以下「契約者」))は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、被共済者の氏名(団体生命共済・交通災害共済の場合)、共済の目的(保障の対象)の所在地(火災共済・自然災害共済の場合)、主たる被共済者の氏名(個人賠償責任共済の場合)、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。

加入申込書(申込書)および質問表の記入について

1. 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。被共済者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。

2. 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は共済契約代表者または申込者(契約者)に通知します。

3. 申込者(契約者)が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。

契約の成立と効力の発生について

契約が成立し、保障が開始される日時は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

2回目以降の掛金払い込みと払込猶予期間・契約の失効

所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認いただくか、当会までお問い合わせください。

1. 団体一括払込団体

払込期日の翌日から1ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は払込期日に遡って効力を失い消滅します。

2. 掛金口座振替特則適用団体

(1) 口座振替(口振)は、当会が指定した日(取扱金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日)にご指定の口座から振り替えます。なお、掛金の払込期日は毎月の発効日当日の前日の属する月の末日です。

(2) 払込期日の翌日から3ヵ月の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します(契約がなくなります)。

共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が契約者の代理人として共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

規約および細則の変更について

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他契約内容と

なるすべての事項)により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載やその他の方法により周知します。

共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。
※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。
※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、被共済者（個人賠償責任共済の場合は主たる被共済者）または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。
※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。
※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

掛金の保険料控除について

団体生命共済の掛金は、一部を除き生命保険料控除の対象となります。また、自然災害共済の地震等損害部分に相当する掛金は、地震保険料控除の対象となります。

契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

1. 共済金受取人（個人賠償責任共済は、被共済者または共済金を受け取るべき人）が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
2. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人（個人賠償責任共済は、契約者、被共済者または共済金を受け取るべき人）が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
3. 契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき

*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

4. 他の契約等との重複によって、被共済者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
5. 前記1～4までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
6. 契約者または被共済者（個人賠償責任共済は、主たる被共済者）が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いしません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。当該契約の未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金をお返しします。

※前記3.の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

被共済者による契約の解除請求について

被共済者が契約者以外である場合、被共済者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます（個人賠償責任共済を除きます）。

団体生命共済（個人賠償責任共済除く）

I. 契約概要

被共済者になることができる方

発効日または更新日に、次のいずれかに該当する方

1. 契約者（団体の構成員。以下同じです）
2. 契約者の配偶者
3. 契約者と同一生計で次に該当する満24歳までの未婚の方
 - (1) 契約者の子
 - (2) 契約者の配偶者の子※家族（配偶者・子）の加入には契約者本人の加入が必要です。

被共済者になることができない方

1. 質問表の回答を当会が確認し、加入が妥当でないと判断した方。ただし、全員一律加入契約および家族全員一律加入契約を除きます。

2. 発効日または更新日に次の職業・職務に従事している方

- (1) 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務
 - (2) テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務
- ただし、契約者本人が、これらの職業・職務に従事している場合でも、所属する団体の全被共済者の3%以内であれば加入できます。
（加入することができる基本契約共済金額は500万円までとなります。）

割戻し金について

毎年5月末の決算において、団体単位に収支計算を行い、剰余が生じた場合に割戻し金としてお戻しします。

共済金をお支払いする場合

1. 基本契約

<死亡共済金・重度障害共済金>
被共済者が共済期間中に死亡、または重度障がい状態となった場合に、基本契約共済金額を死亡共済金または重度障害共済金としてお支払いします。
※死亡共済金と重度障害共済金は重複して支払いしません。

2. 傷害特約（災害特約・災害死亡特約・災害入院特約）
特約の付帯有無は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認ください。ただ、当会までお問い合わせください。

<災害死亡共済金（災害特約・災害死亡特約）>
被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に死亡した場合に、災害特約共済金額および災害死亡特約共済金額を災害死亡共済金としてお支払いします。

<障害共済金（災害特約・災害死亡特約）>
被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に次の(1)または(2)の状態になった場合に、それぞれに記載の金額を障害共済金としてお支払いします。

- (1) 重度障がいの状態となったとき
「災害特約共済金額および災害死亡特約共済金額」
- (2) 重度障がいを除く身体障がいの状態となったとき

障害共済金=災害特約共済金額×「身体障害等級別支払割合表」に規定する障害等級に応じた支払割合

<災害入院共済金（災害入院特約）>
被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含みます）中に1日以上入院をした場合に、次の金額を災害入院共済金としてお支払いします。
※事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が対象となります。

災害入院共済金=災害入院特約共済金額（日額）×入院日数

なお、災害入院共済金をお支払いする入院日数の限度は、同一の不慮の事故による1回の入院について180日までとなります。
また、一度退院し、事故の日からその日を含めて180日以内に再入院した場合には、1回の入院とみなします。
※入院日と退院日が同一の日である場合には、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

3. 病氣入院特約
特約の付帯有無は所属する団体により異なります。リーフレット等でご確認ください。ただ、当会までお問い合わせください。

<病氣入院共済金>
被共済者が共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として共済期間（契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます）中に疾病の治療を目的とする1日以上入院をした場合に、次の金額を病氣入院共済金としてお支払いします。

病氣入院共済金=病氣入院特約共済金額（日額）×入院日数

なお、病氣入院共済金をお支払いする入院日数の限度は、同一の原因による1回の入院について180日までとなります。
また、一度退院し、同一の原因により退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合には、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病氣入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院とします。
※入院日と退院日が同一の日である場合には、入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

<疾病障害見舞金>
被共済者（病氣入院特約の発効日または更新日現在の年齢が、満66歳未満の方に限ります）が共済期間中にはじめて次の(1)から(5)のいずれかの特定の身体障がいの状態となった場合に、次の金額を疾病障害見舞金としてお支払いします（それぞれ1回のみのお支払いとなります）。

- (1) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
※一時的な装着や既に装着した恒久的心臓ペースメーカー・その付属品（電池など）の交換を除きます。
- (2) 心臓に人工弁を置換したもの
※人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。
- (3) 腎臓の機能を全く永久に失い、かつ、人工透析療法または腎移植を受けたもの

- ※一時的な人工透析療法を除きます。
- ※腎移植のうち、自家腎移植および再移植を除きます。
- ※次のいずれかの場合は、疾病障害見舞金をお支払いできません。
 - ①人工透析療法を受けたことにより疾病障害見舞金をお支払いした後に、腎移植を受けたとき
 - ②腎移植を受けたことにより疾病障害見舞金をお支払いした後に、人工透析療法を受けたとき
- (4)直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの
- (5)ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したものまたは尿路変更術を受けたもの

疾病障害見舞金=病氣入院特約共済金額(日額)×40

<ドナー支援金>

被共済者が共済期間中に生体間における骨髄移植または臓器移植のドナーとなるための骨髄の採取(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取を含みます)または臓器の採取・摘出を直接の目的とする手術を受けた場合、次の金額をドナー支援金としてお支払いします。

ドナー支援金=病氣入院特約共済金額(日額)×10

- ※日本国内の病院または診療所において受けた手術が対象となります。
- ※皮膚移植、骨移植および輸血はお支払いの対象となりません。
- ※臓器移植とは、肝臓移植・腎臓移植その他当会が認めるものをいいます。

共済金を減額してお支払いする場合

<重度障害共済金>

発効日または更新日(増額した場合)時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から180日以内に重度障がいの状態になったときは、前項「共済金をお支払いする場合」における重度障害共済金の額を50%減額してお支払いします。

※全員一律加入部分、集団一律加入部分および家族全員一律加入部分の共済金額を除いた基本契約共済金額が減額の対象となります。

<災害死亡共済金・障害共済金・災害入院共済金>

不慮の事故等による傷害については、次の影響を除いて共済金の額を決定し、お支払いします。

- 1.事故前から存在していた障がい・傷病による影響
- 2.事故後、その事故とは関係なく発生した障がい・傷病による影響
- 3.正当な理由なく、被共済者が治療を行わず傷害が重大となったことによる影響
- 4.正当な理由なく、契約者または共済金受取人が治療させなかったことによる影響

共済金の年金払いについて

- 1.死亡共済金または重度障害共済金等について、一時金ではなく年金形式で受け取ること(以下「年金払い」といいます)ができます。
 - ※年金払いができるのは、所属団体における契約に共済金年金払特則が付帯されている場合に限りです。
- 2.年金払いによる年金の受取人(以下「年金受取人」といいます)になれる方は、共済金受取人である契約者本人です。
- 3.2.にかかわらず、契約者が被共済者である契約において、契約者が死亡した場合の年金受取人になれる方は、あらかじめ次の範囲内から死亡共済金受取人として指定されている方となります。
 - (1)契約者の配偶者
 - (2)契約者の収入により生計を維持している契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - (3)契約者の収入により生計を維持している契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
 - (4)(1)から(3)までにあてはまらない契約者の収入により生計を維持している契約者のその他の親族
 - ※あらかじめ上記の範囲内で、契約者が指定した後、その死亡共済金受取人が上記の範囲外となった場合には、死亡共済金受取人を変更していただく必要があります。
 - なお、その死亡共済金受取人が年金払いを選択する際に、上記の範囲外となっていた場合には、年金払いではなく一時金での受け取り(お支払い)となります。

4.年金払いのお取扱内容

- (1)年金年額が24万円を下回る場合には、年金払いはお取り扱いできません。
- (2)年金の種類は、確定年金です。
 - ※確定年金は、年金開始日以降、一定の支払期間中、年金をお支払いします。
 - なお、支払期間は、5年以上35年以下の範囲内で5年単位に設定いただきます。
- (3)年金の型は、定額型(年金の額が毎年一定)です。
- (4)年金のお支払方法
 - ①年金払いの対象となる共済金のお支払日に、その全額または一部を年金原資に充当して、この日を年金開始日とし、その後、年金開始日の年応当日ごとに年金をお支払いします(年1回受け取り)。
 - ※年金額は、年金原資が充当される年金開始日の基礎率(予定利率等)で計算します。
 - ②年金を分割して受け取ることができます。
 - ※年2回受け取り:年金年額36万円以上、年4回受け取り:年金年額36万円以上、年6回受け取り:年金年額48万円以上である場合に限りです。
 - ③年金受取人は、確定年金の支払期間の残余期間分の現価を一括して受け取ることができます。
 - ※受取額は、予定利率で割り引いた年金の現価となり、年金で受け取るよりも少ない額となります。

- (5)年金受取人は、年金原資に充当する共済金の額、確定年金の支払期間、および年金の受取回数を変更すること、ならびに権利義務を第三者に承継させることはできません。
- (6)年金受取人が死亡された場合には、年金受取人の相続人に、確定年金の支払期間の残余期間分の現価を一括してお支払いします。

II. 注意喚起情報

共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。

共済金の種類	主な免責事由
1.すべての共済金	(1)契約が解除されたとき (2)契約が無効となったときや詐欺等により取り消されたとき
2.死亡を原因とする共済金	(1)被共済者が発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から1年以内に自殺したとき (2)被共済者の犯罪行為によるとき (3)共済金受取人の故意によるとき (4)契約者の故意によるとき(契約者と同一人である場合を除きます) など
3.重度障がいを原因とする共済金	(1)被共済者が発効日または更新日(増額した場合の増額部分)から1年以内に自殺行為により重度障がいの状態となったとき (2)被共済者の故意(自殺行為を除きます)によるとき (3)被共済者の犯罪行為によるとき (4)契約者の故意によるとき(契約者と同一人である場合を除きます) など
4.不慮の事故を原因とする共済金	(1)契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき (2)被共済者の故意または重大な過失によるとき (3)被共済者の犯罪行為によるとき (4)被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (5)被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき (6)被共済者の精神障がいまたは泥酔によるとき (7)被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき (8)原因がいかなる場合でも頭部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの など
5.疾病を原因とする共済金	(1)契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき (2)被共済者の薬物依存によるときまたは薬物依存により生じた疾病によるとき (3)原因がいかなる場合でも頭部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの など
6.手術・放射線治療に関わる共済金	創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的受動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検を目的とした手術 など
7.休業保障共済金	(1)被共済者の故意または重大な過失によるとき (2)被共済者の犯罪行為によるとき (3)被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき (4)被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき (5)被共済者の泥酔によるとき (6)被共済者の薬物依存によるとき (7)被共済者の妊娠、出産、早産または流産によるとき (8)原因がいかなる場合でも頭部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの など

契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- 1.契約者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき
- 2.被共済者が発効日にすでに死亡していたとき
- 3.契約者が発効日または更新日に団体の構成員でなくなっていたとき
- 4.被共済者が発効日または更新日に契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外であったとき
- 5.共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
- 6.契約の申し込みの際、被共済者の同意を得ていなかったとき
- 7.契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき

※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を、契約者にお返しします。

※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

- 1.被共済者が死亡したとき
- 2.被共済者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金が支払われた

場合に限ります)

※共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いする場合で、未払込掛金があるときはその未払込掛金の額を共済金から差し引かせていただきます。

契約内容に関する届け出について

契約者は次の場合、所属する団体を通じて当会へご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

1. 契約者または被共済者の氏名を変更したとき(死亡共済金受取人、指定代理請求人を含む)
2. 契約者の住所を変更したとき
3. 被共済者が契約概要「被共済者になることができる方」の範囲外になったとき

個人賠償責任共済

I. 契約概要

契約について

次の1.または2.いずれかの契約にセットして加入できます。

共済期間は、個人賠償責任共済をセットする契約(以下「付帯される契約」と)と同一とし、付帯される契約が終了(無効・取り消し・失効・解約・解除・消滅)するとき、終了します。

1. 団体生命共済
2. 火災共済(30口以上加入している場合)

※1.2.ともに契約があり、新たにセットして加入する場合、付帯される契約は1.になります(すでに火災共済に個人賠償責任共済をセットして加入している場合を除きます)。

※付帯される契約を変更する場合は、別途、お手続きが必要です(付帯される契約が終了する場合で、他にセットできる契約があっても、自動でセットすることはありません)。

※家族契約へセットしての加入はできません。主たる被共済者は契約者です。

被共済者の範囲

被共済者の範囲は、主たる被共済者を中心とする次のいずれかのひととします。ただし、責任無能力者は含みません。

1. 主たる被共済者
2. 主たる被共済者の配偶者
3. 主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする同居の親族
4. 主たる被共済者またはその配偶者と生計を一にする別居の未婚の子

※損害の原因となった事故発生時において、被共済者の範囲に該当する方が保障の対象となります(同居の親族でも明らかに独立した生活と認められる場合は保障の対象となりません)。

※未婚とはこれまでに婚姻歴のないことをいいます。

共済金をお支払いする場合

日本国内において次の1.または2.に該当する場合、被共済者が支払うべき損害賠償金を損害賠償共済金として支払います(1回の事故につき上限3億円)。

1. 被共済者が日常生活に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり物を壊したりしたことで法律上の賠償責任を負った場合
2. 主たる被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故で法律上の賠償責任を負った場合

※損害賠償共済金とは別に、賠償費用共済金として、損害を与えた相手方に対する対人臨時費用や損害拡大防止費用(当会が認めたもの)等をお支払いします。

共済金をお支払いできない場合(主な免責事由)

次のいずれかの損害への賠償責任

1. 同居または生計を一にする親族に対する損害
2. 暴行または殴打に起因する損害
3. 職務従事に起因する損害
4. 被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害
5. 心神喪失に起因する損害
6. 自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害
7. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害

など

保障の重複について

当会および当会以外のご契約で、すでに同種の保障に加入しているときは保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれのご契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

※主たる被共済者とそのご家族がそれぞれ個人賠償責任共済に加入し、保障が重複した場合、支払限度額はそれぞれの保障額を合算した額となります(それぞれのご契約から共済金を重ねてお支払いすることはありません)。

※同様の保障を提供する他の契約に加入した場合、当会へ連絡してください。

契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

1. 契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき
2. 付帯される契約が契約の発効日または更新日において無効であるとき

※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

当会は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、当会の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体へ提供させていただきます。

○医療機関等について

当会は、共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

○再共済（再保険）について

当会は、再共済（保険）契約の締結や再共済（保険）金の請求等のため、再共済（保険）の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当会は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社に対して、本契約に関する個人情報を提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は

当会ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

団体事務手数料のお支払いについて

契約者が所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます）を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。こくみん共済 coop は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

新しく組合員になられる方へ（出資金について）

「こくみん共済 coop」は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員になるには、1口（100円）の出資が必要です（生活協同組合運営のために10口（1,000円）以上の出資をお願いしています）。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

「こくみん共済 coop（当会）」では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。
当会に対するご相談・ご不満などがございましたら、ご加入の各都道府県の当会までご連絡ください。

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

・電話 03-5368-5757

・受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

組合員について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりについて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりについて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

ご契約者の皆さまへ

「こくみん共済 coop（当会）」は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください）。

思いやりをカタチにします

慶弔共済 ご契約のてびき

総合(慶弔)共済

【契約概要と注意喚起情報について】

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえお申し込みください。この「ご契約のてびき」はご契約に関するすべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、●●都道府県生活協同組合(以下、「この組合」といいます。)までお問い合わせください。

なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。ご契約内容となる事業規約・細則は、この組合までお問い合わせください。

契約概要 共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

【用語のご説明】

	用語	説明
お	親	養父母、継父母を含みます。
き	共済事故	共済金が支払われる事由をいいます。以下、「支払事由」といいます。
き	共済金受取人	支払事由が発生した場合に、この組合に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる人をいいます。 また、共済金受取人のうち、被共済者等の死亡を原因として支払う共済金の受取人を死亡共済金受取人といいます。
け	契約者	この組合と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する人をいいます。
こ	子	養子、継子およびこれらの配偶者を含みます。
は	配偶者	内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。 ※内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいいます。なお、戸籍上の性別が同一である場合について2020年4月1日以降に発効する契約より配偶者に含みます。
ひ	被共済者等	被共済者、被共済者の配偶者、被共済者の子、被共済者の親および被共済者の配偶者の親、ならびに被共済者の同居親族をいいます。
ふ	不慮の事故等	不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。また、この組合所定の「感染症」も含みます。

1. 共済商品名称と該当する事業規約・細則

契約概要

商品名…… 慶弔共済

事業規約・細則名…総合(慶弔)共済

慶弔共済は、労働組合などの団体の構成員が加入し、被共済者やご家族の生命、災害、傷病、慶事、就業の支払事由に対して所定の共済金をお支払いする共済制度です。

2. ご加入にあたって

契約概要

(1) 加入条件

共済契約(以下、「契約」といいます。)の申込みが次のすべてを満たす団体に該当する場合、契約を締結できます。

① 所属する団体の構成員となる人が20名以上であること。ただし、20名未満であっても、共済金等の請求、掛金の収受、その他の共済契約に関する事務(共済契約の締結の代理および媒介を除きます。)を遂行できる団体かつ、この組合が認める場合に限りです。

② 所属する団体の構成員全員が同一に申し込むべき契約の種類(型)および口数を定め、かつ、被共済者となること。

③ 所属する団体において、慶弔共済を内容とする共済規定をもつこと。

(2) 共済契約代表者

契約者および契約申込者は所属する団体の代表者を共済契約代表者として、その人に契約に関する一切の事務を委任するものとします。

(3) 被共済者の範囲

被共済者は、契約者となります。

(4) 基本契約

- ① 契約の種類(型)ごとの口数の最高限度は、10口です。ただし、団体により加入できる契約の種類(型)や加入口数が制限される場合があります。
- ② 被共済者1人の支払事由ごとの共済金額の最高限度は、100万円です。

3. 共済期間

契約概要

共済期間は、1年です。

4. 規約・細則の変更について

注意喚起情報

この組合が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。

また、この組合は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢

の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について周知します。

5. 共済掛金(掛金)と払込方法について

契約概要

- (1) 掛金は、契約の種類(型)や加入口数によって決まります。実際に契約する掛金については、団体の保障一覧でご確認ください。
- (2) 掛金は、現金(金融機関を経由した振込み)または口座振替で払い込むことができます。また、払込方法は「月払、半年払、年払または一括払」から選択できます。(ご契約内容により選択できない場合があります。)

6. 契約者割り戻しに関する事項

契約概要

契約者割り戻し金はありません。

7. 共済金をお支払いする主な場合(主な支払事由)

契約概要

保障額の詳細は団体の保障一覧でご確認ください。

	共 済 金 の 種 類	主 な 支 払 事 由
生命タイプ	死亡弔慰金	(1) 被共済者またはその配偶者・子が死亡した場合 (2) 被共済者およびその配偶者の親が死亡した場合 (3) 被共済者が不慮の事故等により死亡した場合
	重度障害見舞金	被共済者が重度障がいとなった場合
災害タイプ	住宅災害見舞金 (火災等および自然災害)	(1) 被共済者の居住している建物(その建物の従物および付属設備を含みます。以下同じです。)、火災等により損害(消防または避難に必要な処置を含みます。以下同じです。)が生じ、その損害の額が2,000円以上となる場合。ただし、自然災害によって生じた火災等による損害を除きます。 ※居住している建物に損害がない場合でも、家財に2,000円以上の損害が生じた場合はお支払いします。 (2) 被共済者の居住している建物に、風水害等により損害が生じ、その損害の額が20万円をこえる場合(浸水による損害お

		よび建物外部の損壊をともしない吹き込み、浸み込み、漏入等による建物内部のみの損害を除きます。)、または、床上浸水をこうむった場合。 (3)被共済者の居住している建物に、地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没または流失により損害が生じ、その損害の額が20万円をこえる場合。 ※地震等により共済金の支払事由が発生した場合、別に地震等災害見舞金をお支払いする場合があります。なお、地震等災害見舞金は年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることとなるため、お支払いをお約束するものではありません。 ※(1)～(3)について、被共済者が居住していない建物でも被共済者と生計を一にする親族が居住している場合には、あらかじめ申し出ることで居住している建物にかえて対象とすることができます。
	住宅災害見舞金 (同居親族の死亡)	被共済者の同居親族が上記「(1)～(3)」までのいずれかの支払事由により死亡した場合。
傷病タイプ	傷病見舞金	被共済者が傷病により、次の日数を連続して休業した場合。 (1)14日以上 (2)30日以上 (3)90日以上 (4)120日以上
慶事タイプ	結婚祝金	被共済者が結婚した場合
	銀婚祝金	被共済者が結婚25周年記念日を迎えた場合
	出生祝金	被共済者に子が出生した場合
	就学祝金	被共済者と生計を一にする被共済者の未婚の子が次の学校に就学した場合 (1)小学校 (2)中学校 (3)高校 (4)大学 ※上記の学校は学校教育法に定めるもの、またはそれと同等程度の教育段階の学校および教育施設をいいます。
就業タイプ	勤続祝金	被共済者が所属する団体の構成員となつてから、次の(1)～(3)までの所属期間を経過した場合。 (1)10年 (2)20年 (3)30年 ※慶弔共済の加入年数は問いません。
	退職餞別金	被共済者が所属する団体の構成員となつてから3年以上の所属期間を経過して、所属する団体を退職により脱退する場合。ただし、当該団体の定める規程に違反して当該団体の構成員の資格を喪失した場合、または死亡により退職した場合を除きます。

8.共済金をお支払いできない主な場合(主な免責事由) 契約概要 注意喚起情報

- (1)次のいずれかに該当する場合、共済金を支払いません。下記に掲載されている事由はすべてではありません。詳細はこの組合までお問い合わせください。
- 被共済者等および共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
 - 被共済者等の犯罪行為によるとき。
- (2)次のいずれかの事由により生じた損害に対しては、住宅災害見舞金を支払いません。
- 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の人の集団の行動により全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます)。
 - 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同じです。)もしくは核燃料物質により汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
 - ②以外の放射線照射または放射能汚染。
 - ①から③までの事由により発生した事故の延焼または拡大。

- 発生原因がいかなる場合でも、①から③までの事由による事故の延焼または拡大。
- ①から③までの事由に伴う秩序の混乱。
- 地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害に対しては、「7.共済金をお支払いする主な場合」の災害タイプの住宅災害見舞金を支払いません。

9.クーリングオフについて 注意喚起情報

契約者等は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。
 ※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者等の氏名、住所、クーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、この組合に提出してください。詳しくはこの組合までお問い合わせください。

10.契約の成立と効力の発生について 注意喚起情報

この組合が契約の申込みを承諾した場合、契約はその申込日に成立したものとみなし、かつ、協定書で定める日の午前零時から保障が開始されます。

11.掛金の払込猶予期間・契約の失効 注意喚起情報

- この組合は、第2回以後の掛金の払込みについて、払込期日の翌日から1ヵ月間の猶予期間を設けます。
- (1)にかかわらず、掛金口座振替特則を付帯した場合は、払込期日の翌日から3ヵ月間とすることができます。
- (1)および(2)にかかわらず、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難である場合は、延長することができます。
- 払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

12.共済金支払いの分割・繰り延べ・削減 注意喚起情報

戦争その他の非常の出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災の非常時には、総代会の議決を経て共済金の分割支払い、繰り延べ支払い、削減をすることがあります。

13.契約の無効について 注意喚起情報

- 次のいずれかに該当する場合、契約の全部または一部は無効となります。
- 契約者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき。
 - 契約者が発効日または更新日にすでに団体の構成員でなくなっていたとき。
 - 共済契約の種類(型)ごとの口数が10口をこえていたときはこえた部分の口数、または支払事由ごとの共済金額が100万円をこえていたときはこえた部分の共済金額。
 ※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
 ※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。

14.共済金の不法取得目的による無効 注意喚起情報

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約を無効とし、掛金は返還しません。また、すでに支払われた共済金および返戻金については、返還していただきます。

15.詐欺等による契約の取り消しについて 注意喚起情報

契約者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。
 ※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。
 また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。
 ※取り消された場合、契約当初からの払込掛金は返還しません。

16.契約の解除 注意喚起情報

- 次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。
- 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
 - 被共済者等または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - 被共済者等または死亡共済金受取人が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 ※「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から

5年を経過しない人を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

(4)前記(1)～(3)までのいずれかに該当するほか、この組合との信頼関係が損なわれ、契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金は返還しません。当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金を返還します。

※前記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の死亡共済金受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

17. 契約の消滅

注意喚起情報

契約者が死亡した場合には、契約は消滅します。なお、生命タイプの規定により共済金が支払われたときは、未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金は返還しません。

18. 解約と解約返戻金

契約概要 注意喚起情報

次のいずれかの場合、契約者は将来に向かって契約を解約することができます。

- (1)当該団体が解散したとき。
- (2)当該団体の契約者全員が契約を解約することについて同意したとき。
- (3)契約者が退職したとき。
- (4)契約者が団体の構成員でなくなったとき。

※解約する場合は、所定の書類を提出してください。

当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金を返還します。

【お客さまに関する個人情報の取り扱いについて】

この組合は、組合員・お客さまから信頼される共済生活協を旨とし、各種共済商品、各種サービスを提供しています。

組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、こくみん共済 coop (正式名称「全国労働者共済生活協同組合連合会」)の事業・各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。

○ 所属団体について

所属する労働組合・共済会等(以下「所属団体」といいます。)を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報(特定個人情報を除く)を所属団体へ提供させていただきます。

○ 医療機関等について

共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○ 再共済(再保険)について

再共済(保険)契約の締結や再共済(保険)金の請求等のため、再共済(保険)の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、下記ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

【団体事務手数料のお支払いについて】

契約者が所属する労働組合・共済会等(以下「所属団体」といいます。)を通じてご加入される場合、契約等にかかわる事務手続きは契約者からの委任にもとづいて所属団体が代行することとなります。この組合は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を所属団体に事務手数料としてお支払いします。

【ご契約者の皆さまへ】

この組合は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契

約準備金の積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。

この組合は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくはこの組合にお問い合わせください)。

【新しく組合員になられる方へ(出資金について)】

この組合は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて、支払いをお願いしています。

掛金の払込方法は団体によって異なります。

掛金の払込方法が月払いの場合1,200円(毎月100円×12ヵ月)

掛金の払込方法が半年払いの場合1,000円(1回500円×2回)

掛金の払込方法が年払の場合1,000円(1回のみ)

【苦情のお申し出先と異議の申し立てについて】

1. 苦情のお申し出先

この組合では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。この組合に対するご相談・ご不満などがございましたら、この組合までご連絡ください。

2. 異議の申し立て

共済契約および共済金の支払いに関するこの組合の決定に不服がある共済契約者または共済金受取人は、この組合におく審査委員会に対して異議の申し立てをすることができます。

【組合員について】

1. 組合員の資格

(1)この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「この組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができます。

(2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができます。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

(1)組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができます。

(2)この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

(3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

(4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

(1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名

5. 除名

(1)この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

① 3年間この組合の事業を利用しないとき

② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき

(2)前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

(3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

90c19Q002SP